

鳥取市地域福祉基金事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が実施する地域福祉基金事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取市地域福祉基金又はあらかじめ市長の承認を得た財源を原資として市社協が行う別表の第1欄に掲げる地域福祉活動事業とする。

2 市社協が自主財源及び本補助金を併用して補助対象事業を実施する場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないものとする。

(補助金の額)

第3条 本補助金の交付の額は、別表の第3欄に定めるものとし、予算の範囲内で交付する。

2 前条第2項により市社協が自主財源及び本補助金を併用して補助対象事業を実施する場合には、前項の補助金の額は、市社協の自主財源に係る補助対象事業に要する額を除いた額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 市社協は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（様式第1号）に規則第4条第1号及び第2号で定める必要書類を添付して、毎年4月10日までに市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の申請を受けたときは、当該申請に係る審査を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、交付の決定をするものとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、市社協からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。なお、規則第11条第1項ただし書により、本補助金の全部又は一部を概算払により交付できるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(実績報告)

第8条 補助金の実績報告は、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月15日までに、補助事業等実績報告書（様式第2号）に規則第12条で定める必要書類を添付して、

市長へ提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行日以後に交付申請のあったものから適用し、同日前に社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱（平成13年4月1日制定）により、交付申請され、交付決定されたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

1 補助対象事業	2 事業内容	3 補助金の額
<p>地域・福祉活動コーディネーター設置事業</p>	<p>地域で福祉活動を行う団体や地域住民の連携を図り、地域の実情に即した地域福祉活動を行うため、地区社会福祉協議会単位に地域・福祉活動コーディネーターを設置する。</p>	<p>1地区につき、初年度は200,000円に、2年目以降の年度は150,000円に市長が事業の遂行に特に必要とあらかじめ認めた経費を加えた額</p>

様式第1号（第4条関係）

発鳥市社協第 号
年 月 日

鳥取市長 様

申請人 住所 鳥取市富安二丁目104-2
氏名 社会福祉法人
鳥取市社会福祉協議会 会長

補助金等交付申請書

年度において、下記のとおり地域福祉基金事業補助金の交付を受けたいので、鳥取市補助金等交付規則第4条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
地域福祉基金事業補助金
- 2 補助金交付申請額

円

- 3 添付書類
(1) 事業計画書
(2) 収支予算書

様式第2号（第8条関係）

発鳥市社協第 号
年 月 日

鳥取市長 様

補助事業者等 住所 鳥取市富安二丁目104-2
氏名 社会福祉法人
鳥取市社会福祉協議会 会長

補助事業等実績報告書

年 月 日付け鳥取市指令受 第 号をもって交付決定のありました地域福祉基金事業補助金の実績について、鳥取市補助金等交付規則第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業等の施行場所 鳥取市
- 2 補助事業等の実施期間 年 月 日から 年 月 日
- 3 補助事業等の実施方法 直営
- 4 補助金等の交付決定額とその精算額

交付決定額	金	円
精算額	金	円
差引	金	円
- 5 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他